

議案第15号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年 2月17日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表中

「

分べん料 1件	時 間 内	80,000円
	時 間 外	時間内分べん料の20パーセント増しの額。ただし、午後10時から翌日午前6時までの間又は休日は、時間内分べん料の40パーセント増しの額

		とする。	
--	--	------	--

」

を

「

<p>分べん料 1件</p>	<p>月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、多摩病院においては、土曜日（毎月の第1土曜日及び第3土曜日並びに休日を除く。）</p>	<p>分べん時の住所が本市の区域内にある者については120,000円、分べん時の住所が本市の区域外にある者については156,000円</p>	
----------------	---	--	--

	の午前 8 時 3 0 分から午前 1 2 時までを含む。		
	上記以外の時間	上記分べん料の 2 0 パー セント増しの額。ただし、 午後 1 0 時から翌日午前 6 時までの間又は日曜日 若しくは休日は、4 0 パ ーセント増しの額とする。	

」

に、

「

非紹介患者初診加算料（他の病院 又は診療所からの文書による紹介 がなく初診を受ける者（緊急その 他やむを得ない事情があると管理 者が認めた者を除く。）の当該初 診に係る加算料をいう。）	1, 0 0 0 円	
---	------------	--

」

を

「

非紹介患者初診加算料（他の医療	2, 0 0 0 円	
-----------------	------------	--

<p>機関からの文書による紹介がなく 初診を受ける者（緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）</p>		
<p>セカンドオピニオン料（他の医療機関において診療を受けている患者又はその家族等が、当該診療をした医師以外の医師から診断等について意見を聴くための相談に係る料金をいう。）</p>	<p>相談時間が1時間までは10,000円、1時間を超えるときは10,000円に1時間を超える時間30分までごとに5,000円を加算した額</p>	

」

に改める。

別表の2手数料の表を次のように改める。

<p>文書料 1件</p>	<p>診断書</p>	<p>普通診断書その他の簡易なもの</p>	<p>1,500円</p>
		<p>死亡診断書その他の複雑なもの</p>	<p>3,000円</p>
		<p>生命保険に関する診断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの</p>	<p>4,500円</p>
		<p>上記以外のもの</p>	<p>9,000円 以内で管理者が定める額</p>
		<p>通院証明書その他の簡易なもの</p>	<p>1,000円</p>

	証明書	出生証明書その他の複雑なもの	2,000円
		自動車損害賠償責任保険診療報酬 明細書その他の特に複雑なもの	4,000円
		上記以外のもの	8,000円 以内で管理者 が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、別表の1使用料の表中分べん料に係る改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に請求のあったもので同日以後交付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

分べん料、非紹介患者初診加算料及び文書料の改定並びにセカンドオピニオン料の新設を行うため、この条例を制定するものである。